

4 公衆衛生対策にたいする社会保障 計画の貢献についての勧告（抜粋）

こんどの I L O の会議において最後的に確認され、勧告として声明されたことは、以下のようなことである。

＜確認されたこと＞

1. 社会保障計画は、広い保健政策の諸目的実現を可能とするものであること。
2. 人間生活全体の保護の方向に向っての社会保障施設の発展は、保健面で大きく役だち、国民を直接の医療を用意することになったこと。
3. 社会保障における社会連帯性の機構は医療の質をたかめることに寄与すること。
4. 社会保障はこんにちでも保健衛生の標準をあげるようにしなければならないこと。

＜声明＞

1. 公衆衛生サービスと社会保障機関との共同システムをつくること
2. 保健計画策定へ社会保障機関が参画すること

3. 目的達成のため社会保障は、物的技術的資源を適当なところに配置すべきこと
4. 全国民への予防医学を普及すること
5. 職員の養成と再教育につとめること

6. 医師との協調 (以下略)

Round Table on the Contribution of Social Security Schemes to Public Health Programmes: *International Social Security Review* Year XXII, No. 3, 1969.

社会保障こぼれ話

バー ミューダーの社会保障

ここに社会保障制度を導入する試みは、第2次世界大戦直後の1948年より続けられたが、制度の導入を実現するために、具体的な動きが現われて、委員会が設けられたのは、1962年であった。その後、1965年には、まず労働災害補償にかんする法律が採用され、また、1968年8月から、その他の制度も実施されることになった。

1968年から実施された社会保障制度は、義務教育終了（16歳）以上から年金年齢（65歳）までの稼得活動に従事する者を、すべて強制適用の対象としている。約5万人がこの制度で保護を受けているといわれ、約2,700人には、経過的措置による無拠出の老齢年金の受給資格が、すでに与え

られているといわれる。

給付には、老齢年金と遺族年金が含まれており、前者は拠出制と無拠出制の2本建てで、無拠出制はとくに経過的措置の役割を果している。年金は定額方式とされ、65歳より支給される老齢年金には、年金年齢以後の就労に増額年金が支給され、寡婦年金には、16歳未満の子女1人毎に、定額給付が加算される。

制度の財源は、スタンプ方式（郵便局が販売）を用い、労使双方が定額の拠出を行ない、自営業者は労使双方の負担分を支払う。

なお、この国の社会保障制度は、また給付活動の範囲も狭く、また経験も浅いが、今後の発達が企図されており、病院保険の採用も、検討されている。

（社会保障研究所 平石 長久）